

令和7年度 第2回さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク 議事録

1 日 時 令和7年11月10日（月） 10時～11時30分

2 会 場 ときわ会館 501会議室

3 出席委員 中井 大介 神尾 尊礼 松本 敏雄 久世 晴雅 栗原 義晃
(敬称略) 西脇 賢一 須藤 明 森田 真紀子 池田 誠 長岡 有実子
根岸 君和 眞鍋 伸介 小川 恵美子 久保 巨樹 米山 一則

4 欠席委員 桐澤 重彦 菅野 千香子 根本 淑枝 中村 奏 吉川 洋一
(敬称略) 高畠 拓斗 八島 健 前橋 力 稲積 孝志 佐野 篤資
栗原 章浩

5 事務局 子ども育成部長、子ども・青少年政策課長、他5名

6 説明者 さいたま市教育委員会学校教育部生徒指導課長 他1名
同学校教育部参事兼総合教育相談室長

7 配布資料

- 次第
- 委員名簿
- 資料綴り

1 市長部局の取組について

- (1)子ども・青少年政策課より
 - ・青少年健全育成事業の取組について
- (2)南部児童相談所より
 - ・児童いじめ相談受付件数について

2 教育委員会の取組について

- (1)生徒指導課より
 - ・さいたま市におけるいじめの現状
 - ・「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」について
- (2)総合教育相談室より
 - ・いじめ相談件数（相談先別）の推移について
 - ・「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」状況報告
 - ・さいたま市立いろどり学園小学部・中学部（学びの多様化学校）について

3 (仮称) いじめ問題救済機関の設置について

○青少年育成さいたま市民会議広報紙 はばたき第39号

○いじめ防止啓発品（クリアファイル、ウェットティッシュ）

8 議 事

- 1 開会
- 2 あいさつ（子ども育成部長）
- 3 委員紹介
- 4 協議

(1)いじめ防止のためのさいたま市の取組について

①市長部局の取組について

○子ども・青少年政策課職員から説明

○南部児童相談所長から説明

②市教育委員会の取組について

○生徒指導課長から説明

○総合教育相談室長から説明

(2)各団体の取組、子どもの状況について

- ・各委員からの情報

(委員長)

それぞれの団体・機関における「いじめ防止」の取組を紹介してほしい。はじめに学校関係から情報提供をお願いした。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の準備をお願いする。

(池田委員)

教育委員会の指導の下、小学校でも管理職が教職員へいじめ防止を継続的に指導し、児童との信頼関係の構築を重視している。高学年で「友達の様子が気になる」という児童からの相談が早期発見・解決につながった例もあり、信頼関係の重要性を再認識している。「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」後、中学校区でオンライン会議を開き、小学校と中学校の取り組みを共通化することを確認した。具体的にはポスター作成・校内放送による呼びかけなどである。また、校内では、「心と生活のアンケート」をはじめ各種アンケートを毎月実施し、人間関係や学習における子どもたちの悩みを把握し、早期対応をしている。また保護者への連絡も適宜行っている。校内では、「心を潤す四つの言葉」「心を元気にする四つの言葉」の活用を行っている。

学校運営協議会（いじめ対策委員会を兼ねている）では、いじめの概況の情報提供と注意喚起を進めている。小学校から中学校へ送り出すことを踏まえて中学校区での教職員の合同研修や授業参観など教職員連携も強化している。中学校の先生が小学校を訪問して円滑な接続に取り組んでいる。いじめは絶対に許さないという共通方針のもと、今後も連携を深めていく。

(長岡委員)

7月の「さいたま市ストップいじめ！子どもサミット」を受け、本校では校内討議と振り返りを行っている。7月には担任と児童の二者面談を実施したり、毎月のいじめアンケートを実施したりして状況を把握している。11月には全校三者面談で、いじめを含めて学校生活全般を振り返ることを実施している。体育祭・合唱コンクール・部活動同・駅伝等の取り組みを通じ、集団の中で、みんなで頑張ろうという機運を高めている。根底には、運動や歌が得意でなくとも全員が協働する雰囲気を醸成し、いじめ撲滅の基盤づくりがある。また、Sola る一むの活用や、小学校との連携として合同研修とアドバイス、中学校区のさわやか相談員の紹介を行い、さわやか相談室の活用を進めている。

(根岸委員)

いじめ予防は全校集会や終業式の場面で管理職や生徒指導主任が講話をを行い、啓発を進めている。また、対応については、まず当該生徒の丁寧な聴取に基づき事実を正確に整理し、被害者の立場に寄り添いながら安易な判断を避け、事実に基づく適切な対応を行っている。生徒指導では、何が間違いで何が大丈夫かを明確に指摘し、相手を思いやる姿勢を重視している。中等・高校にはさわやか相談室とスクールカウンセラーが配置されており、連携していじめ問題の解決を図っている。

(事務局代読)

さいたま市立ひまわり特別支援学校前橋委員からの情報提供について代読する。いじめ防止の取組について、「児童生徒会役員の『令和7年度さいたま市ストップいじめ！子どもサミット』への参加」、「いじめ撲滅強化月間の取組」、「学級スローガン及びポスターを作成し掲示」、「児童生徒会によるいじめ撲滅キャンペーン実施（生徒会によるいじめ撲滅の呼びかけ」、「児童生徒へのアンケートの実施」、「昇降口へのベストショットの掲示（写真の掲示）」、「小・中・高等部の交流」、「大宮国際中等教育学校の生徒さんとの交流（中・高校生段階の交流）」、「教員向けの研修会の実施」を実施しているとの情報を預かりしている。

(委員長)

続きまして、いじめ防止の取り組みについて、委員からご発言をお願いする。

(委員長)

まず、私から、発言させていただく。

埼玉大学では教員研修動画アーカイブとして「生徒指導提要で学ぶ『いじめを未然防止・早期発見する』指導力向上研修」を発信するなど、教育研修においても、「いじめの未然防止」の発信を積極的に行っている。また、教職教養の授業の中で事例について取り上げるような形になっているので、教育実習としての取り組みなどについて、教員を目指していく学生にも提案している。

(委員長)

埼玉県公認心理師協会須藤委員にお願いする。

(須藤委員)

本協会の取組みについては、これまでの会議でも報告してきたとおり、市町村教育委員会からの依頼を受け、いじめ問題対策委員会やいじめ問題調査委員会等への委員推薦を行っている。推薦後も、委員に任命された心理職に対しては、バックアップや資質向上を目的とした勉強会等を実施し、継続的な支援に努めている。また、心理学的な視点に基づくいじめ予防の出前授業パッケージの作成にも着手しており、学校等から依頼があった際に円滑な実施が可能となるよう、準備を進めている。

ところで、本会議は大変有意義な会と考えているが、若干近年、形式的なものになっているのではないかと感じている。限られた時間の中であることは承知しているが、もう少し情報交換の機会があればいいと思う。例えば、典型的ないじめの架空事例を用いて、発見から解決に至るプロセスを協議する機会があるとよいのではなかろうか。先日、臨床心理師会の全国的な懇談会が11月にあり、その時にこども家庭庁の課長補佐から、地域全体でいじめや不登校の受け皿、連絡会づくりについて推進するとの話があった。その意味でも、本会議の位置づけがより重要になってくると考えられ、私たちの協会も地域での取り組みに積極的に関わらせていただきたいと考えている。

(委員長)

次に、さいたま人権擁護委員協議会小川委員にお願いする。

(小川委員)

人権擁護委員としては、小・中学校に人権教室の実施をお願いしてきた。しかし学校は一年間のスケジュールが、早い時期に決まっており、あまり実施することができなかった。そこで、保育園、幼稚園に目を向け、幼児期にも人権について理解していただけたら嬉しいと思い、保育園、幼稚園にお願いを近年始めた。さいたま市の保育課の課長へ人権課の課長よりお願いした。何組かが保育園において、子どもたちに紙芝居を通して、人権の問題を発達段階に合わせて話をした。子どもたちには、理解が深まっていると感じた。これからも1組でも一園でも多く幼稚園、保育園でみんなと仲良くしよう、思いやりの心を持ちましょうということをお話ししていきたい。

(委員長)

本日、欠席の委員からの情報提供の紹介をお願いする。

(事務局)

こころとまなびドットコム中村委員からの情報提供について「事前指導の大切さ」、「総合学習時間での取組」ということでの情報をお預かりしております。

(委員長)

各団体の取組、子どもの状況についてご質問等があれば、お願いする。

(子ども・青少年政策課長)

先ほど、県公認心理師協会の須藤委員から、この会議のあり方について、非常に貴重なご意見をいただいた。昨年度、一度事例を用いた時間を設定したが、今回は、他の協議事項もあり、今回時間をとるということは難しかった。来年度の会議においては、先ほどいただいたご意見も踏まえまして、事例紹介等も交えながら、より充実した協議になるように考えていく。

(3) (仮称) いじめ問題救済機関の設置について

(委員長)

「(仮称) いじめ問題救済機関の設置」について移る。

(事務局)

○配布資料を用いて、子ども・青少年政策課職員が説明

(委員長)

質問等をいただきたい。

(根岸委員)

1つ目は、この機関の設置の目的を伺う。この機関の設置目的がはっきりすれば、この機関がどのように対応するのかというのが明確になってくる。今一度教えていただきたい。2つ目は、このような機関は他の自治体に設置されていると思う。そこの成果と課題をご教示いただきたい。

(事務局)

この機関の設置の目的については、この機関において、被害者、加害者と間に立ち、学校や教育委員会と別の第三者機関を設置する。この機関に設置する救済委員として弁護士を想定しているが、第三者が入ることによって、いじめを受けている被害者を早期に救済できるとの考えのもとに設置をするものである。

(子ども・青少年政策課長)

他市では、いじめに特化した機関というのは、基本的にはないと認識している。ただ、子どもの権利全般について、権利が侵害されたときに、その調査、調整を行い、仲裁を行うという、子どもの権利救済機関については、他の政令市で6市あり、埼玉県でも同様の機関を設けている。これまで埼玉県にあるということで、さいたま市としては、そちらも周知に努めてまいりましたが、なるべく身近なところで相談を受けられる方がいいのではないかと考え、まずは、いじめの問題に特化して、機関を設置したいと考えている。基本的にはいじめの問題については、学校、教育委員会に相談をするというのが、第一だと思っているが、市長部局にも相談の問い合わせがある。相談によつては、学校や教育委員会との関係がこじれてしまった案件もあり、できるだけ早い段階で、第三者が関わるものが必要ではないかと考え、今回、設置に向けた検討をしてきたところである。

(委員長)

他はどうか。

(久世委員)

大きな不安を伴う深刻ないじめの問題について、学校は対応を進める一方で、問題が

組織を超えると市長部局や教育委員会、生徒指導課など異なる組織間の責任と手順があいまいとなり、現場の混乱を招く。先生方が手に負えなくなった場合の引き継ぎ先はどこか、どの順序で引き継ぐのか、判断基準はどう示されるのか、具体的な整理が必要だ。次年度、新機関を実施するとされるが、教師への目的と役割の説明は欠かせない。保護者の関与やプライバシー、代理人の介入といった実務面の課題も含め、組織間の整理が急務である。目的設定を再確認し、分かりやすく周知するべきであると考える。現場の説明責任を果たすため、学校・教育委員会・市長部局の連携を促す運用も検討すべきだと考えるが。

(子ども・青少年政策課長)

こじれたから、市長部局へ来るというよりは、案件によって学校の中で解決した方がいい案件と、第三者が関わった方がいい案件というものが出てくると思う。他市の先行事例などを聞くと、大体の案件については第三者であれば、相談員が子どもからの話を聞いて、それで本人の中では納得する。それから、学校にこういう相談をしてみたらというようなアドバイスをする。それで収まるケースもあると聞いている。そういう中で、第三者が関わる必要があると感じたものについては、救済委員が調査をし、調整をするといったような流れになってくると考えている。

学校だけではなく教育委員会において調整が必要な事案は出ると思う。この機関においては、市長部局と教育委員会の相談も含めて連携体制を構築していくということも必要である。今後検討していく。

(神尾委員)

結局、誰が解決するのか、役割分担をどうするのかが重要だ。教育委員会に代わる機関を設ける案を想定すると、第三者が関わることになる。案件は多岐にわたるため、最初に「誰が」「何を」「どう実行するか」を決めることが肝要だ。教育委員会と第三者が違うことを行うとは思えない。いずれにしても連携が一番大事。矛盾や重複を避ける形で誰が主に担うかを初動で定めることが最も重要だ。

(委員長)

私自身は取り組みとしては非常に大事だと思う。文部科学省が出している生徒指導提要というものがあるが、提要は、問題が起こる前の予防と早期対応を重視する“プロアクティブ”を軸に、発達支持、課題予防を重視している。特に課題予防の段階で重大事態へ発展する前に相談できる機会を確保することが肝要であり、関係機関の連携を深める必要がある。形式だけの連携ではなく、様々な要素にも配慮することが求められる。学校・家庭・地域・関係機関の協働を具体化し、概念を共有したうえで実務へ落とし込むことが大切だと考える。

(久世委員)

児童センター等も同様で、本当に連携が大切である。被害者がどこに相談をするべきか迷うことがないようしっかりと整理が必要だ。また、被害者などが頻繁に市長部局に相談するものの、先生方はその状況を知らなかつたという状況が起りうるため、組織としてしっかりと考えてほしい。

(松本委員)

救済機関を作るっていうのは、結構なことだと思います。

親は学校や教育委員会を介さず直に連絡し、事実の全体像把握を妨げることも考えられる。機関にはまず話を聞く場を作り、全体像を把握してから検討へ移る体制がいい。私は五十年近く自治会に関わり、見守りボランティアの現場を見てきたが、感謝と不満が混在する現実も経験している。学校現場には若手教員の悩みや地域連携の課題があり、校長や民生委員が地域で総括できる仕組みが大切。今は学校と地域が協力し、登下校見守りや夏祭りを通じて雰囲気が改善している。災害時の安否確認や防災訓練も地域

力の源であり、地域と家庭の連携を深める方向で進めるといい。さらに、機関設置だけで信頼が生まれるわけではなく、情報共有と透明性、地域の声を反映する仕組みが不可欠。地域・学校・家庭を結ぶ窓口として機能し、自然と地域との交流があつて、家庭の中でも話が出ていく。そうすると、子どもたち同士も、仲間が増える、そういう意味では、地域の環境を変えていくことによって、いじめが少なくなるのではないかなどというふうに思っておりまして、そういう部分で、これからも学校の地域と家庭との連携を目指してやろうということで取り組んでいる。

(委員長)

本日の会議全体を通して意見やご感想などがありましたら発言をお願いする。

(西脇委員)

在籍生徒をきちんと見守りつつ、新しく入塾してくる生徒が馴染むかを確認し、初期段階の考え方を適切に指導している。対話力と思いやりを、1対1と集団の場面の双方で理解し合えるかを見極め、関係を壊さない姿勢を促している。学習ルールの有無や適用の変更にも柔軟に対応し、ルールとモラルを両立させた安定した学習環境を目指している。アンケートを実施し、いじめをなくすことを最優先に、全力で取り組んでいる。

(須藤委員)

学校外からのアプローチを取り入れた取り組みは、すでに13の自治体でパイロット的に実施されているとの認識している。これは要するに、相談のオプションをより増やして、いじめの案件が重大化する前に、できる限り早期に解決しようという仕組みづくりの一環だというふうに理解しているが、それでいいか。当然、市長部局に設置された相談窓口にも重大化した相談もあるだろうし、そうじゃない案件も含めて、その窓口として、必要に応じて調査をしたり、スクールカウンセラーや教員といった学校関係者に相談をつなげていくのだと思う。窓口でいろいろなところに繋げてるイメージになると思う。それは、いじめを早期に発見し、解決にするシステムづくりの一環の話だと思う。さいたま市として、いじめ防止のためのより良いシステムづくりを目指すものだと考えるべきと理解している。

(子ども・青少年政策課長)

須藤委員からお話をありましたこども家庭庁では、今、学校外からの解決に向けたアプローチとして13自治体で実証事業を実施している。その流れで私どもも取り組んでいるものである。こども家庭庁ともいろいろと相談させていただきながら、今後、どちらかというと、関係者間の交通整理をする、調整をする機関というふうに捉えていただければと思う。

(森田委員)

私たちが運営する児童センターは、0歳から18歳までが自由に遊びに来られる場所である。児童センターでいじめがあるとすれば、学校での関係性をそのまま持ってきて行われていることが多いと思われる。身近な大人として、児童センターの職員に「実は学校で仲間外れをされていて」と相談してくれる児童もいる。その児童が、施設の所在地と同じ学校区に通学している場合は、施設長が学校の委員の方を務めていることが多いため、情報提供が可能であるが、中学生くらいだと自転車でいろいろな所へ行くので、学区外の児童の情報を入手した場合、どの方に相談すればよいのかという点が課題になっていた。情報を伝えられる窓口があると、児童センターからも相談がしやすいのではないかと思う。

(池田委員)

この救済機関については、まだ出てきたばかりなので、校長同士でもまだ情報共有をしていない。この後、説明を伺いながら、課題だとか、あるいは学校でできることだとか、教育委員会との関係といったところは、今後教えてくれたらと思う。

(長岡委員)

いじめ問題救済機関というところで、こういう窓口ができるのは大変ありがたいことである。最終的には、自分の学校の生徒をしっかり自分の学校で見ていくという気持ちで、私も校長をやっているので、いろいろ情報を出したりしながら、特にその保護者がご納得いただけるような形を、市長部局の方で、気持ちを聞いていただく機関が一つでも増えるっていうのは、学校としても助かることでもある。

(根岸委員)

まず学校の役割、やはり生徒への指導助言だというふうに認識している。保護者に対しては、ともに子どもの成長のために頑張ろうと思っている。先ほど話がでたようにこじれないとそういった面で、市教委やこのような機関から様々な立場から入ってご助言いただけると非常にありがたいと思う。もう一つは、子どもの背景は非常に複雑で、保護者の場合もより複雑なので、そういった部分でもしっかりと聞き取りや、事実でないと、やはり我々学校としても今度は窓口がいっぱいあって、早期発見、早期対応が求められている中で、そこを整理していただけすると、我々もやりやすいなと思う。

(眞鍋委員)

警察の活動として、犯罪行為に該当するかしないかということで対応が決まってくるが、いじめ問題は、教育上の配慮などの観点から、保護者も含めて、被害児童等の意向、学校における対応状況を踏まえ、事件化や補導措置、指導等といった必要な措置をとっている。今後も、関係機関と連携を深めていく。

(小川委員)

人権の相談窓口があり、現在は電話対応を進めている。子どもの110番は大人の相談も含むが、いじめの問題では親の悩みと子どもの悩みが半々程度。事案の規模や性質に応じて、学校や教育委員会への相談を促し、必要に応じて警察への通報を案内する。児童相談所への相談も案内している。いじめ救済機関が設置されれば、相談内容を具体的な支援につなげることができ、私たちの支援の幅が大きく広がる。私たちも委員の方にも周知したいと思う。

(久保委員)

小学4年生から中学3年生までのお子さんと、ご家族、関係機関の方々を対象として、子どもの精神保健相談室を開設している。その中で例えば学校に行けない、不安が強い、気持ちが落ち込む、家族のお子さんに対する接し方等の、悩みに関する相談を受けている。担当職員としては、心理職、保健師、精神保健福祉士が在籍している。実際の支援においては、情報や支援方針の共有が大切になるため、他機関との連携を大切にしている。今後も、関係機関と連携・協力をていきたい。

(米山委員)

いじめを受けた子どもについてサポートをしている。また、いじめをしてしまった子の対応もしている。人とのかかわり方とか心理相談をしながら対応している。加害と被害の両方が相談に来る場合もある。加害のお子さんについては、学校で、両方から話を聞くことは、かなり大変なことだと思う。どちらもかなりの熱量をもって相談に入ってくるので、なかなか両方から、話を聞くのがかなり大変だと我々も感じているところであります。そういう意味では、第三者の機関が、まったく該当する人でなく第三者が公平に話を聞くということは非常に大切なのかなとは思う。

(委員長)

それぞれのこういったマイクロシステムをどうやって有機的につないでシステムにしていくかというのは日本でも大変弱いところではある。いかに有機的な連携について、今後具体的に考えていく必要があると各委員の話を聞いて感じた。

最後に、久世副委員長にお話をいただきたい。

(久世委員)

学校運営協議会委員というのは、その地域の人たちの代表ですから、情報提供、情報連携を活発に行なうことが大切だと感じている。また、保護者の教育も時には必要である。様々な事件があり、最近SNSの課題もある。全校タブレットを持たせれば、それは横のつながりを持って、そのタブレットを悪用する子もいるので、使用のルール・モラルは非常に大切になっている。

最後に、本日のさいたま市いじめのないまちづくりネットワークで、話があつたいじめ問題救済機関の設置ということで、よい成果が出ることを期待したい。

(委員長)

これで協議を終了する。議長の任を解かせていただく。

5 その他

(事務局)

(1)いじめ防止の啓発品（ウェットティッシュ）について

(2)本日の議事録（案）の確認スケジュールについて

以上について、説明、連絡を行った。

6 閉会